

外来診療の窓口支払額が一定額にとどめられます

これまでの高額医療費制度では、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、入院の場合以外は一度その額を支払い、後日健康保険組合などから差額分が支給されていました。しかし、平成24年度からは、『認定証』などを提示すれば、同一月に同一の医療機関などであれば、限度額を超える部分を窓口で支払う必要がなくなります。



利用者	事前手続き	利用方法
<ul style="list-style-type: none"> ● 70歳未満の方 ● 70歳以上の住民税非課税世帯の方 	「限度額適用認定証」の交付申請を、加入する健康保険組合などに行う。	発行された「限度額適用認定証」を病院・薬局などの窓口に表示する。
● 70歳以上75歳未満の住民税課税世帯の方	必要なし	国民健康保険被保険者証を病院・薬局などの窓口に表示する。
● 75歳以上の住民税課税世帯の方	必要なし	後期高齢者医療被保険者証を病院・薬局などの窓口に表示する。

- その他
- ・認定証を提示しない場合は、従来どおりの手続きです。
 - ・窓口支払いの上限額は、所得によって異なります。
 - ・現在すでに認定証をお持ちの場合は、有効期限まで、ご利用できます。
 - ・事前手続きや制度の詳細は、加入している健康保険組合などにお問い合わせください。

【問い合わせ先】健康対策課 健康増進室 ☎68-5536

後期高齢者医療保険料率が決まりました

後期高齢者医療保険料率は、2年ごとに見直しを行っています。

この度、平成24・25年度の保険料率が決定しましたので、お知らせします。

平成24・25年度の保険料率

所得割率 7.71%

均等割額 40,773円

賦課限度額 550,000円

(所得割率、均等割額は、平成23年度と変更ありません。)

軽減措置

世帯の所得に応じて、均等割額・所得割額が軽減されます。

- ①均等割・・・世帯の所得に応じて、2～9割の軽減
- ②所得割・・・世帯の所得に応じて、5割の軽減 など

【問い合わせ先】

健康対策課 健康増進室 ☎68-5536

70から74歳までの方の医療機関での窓口負担が据え置かれます

平成20年4月から2割にすることとされ、毎年1割に据え置かれてきた、70～74歳の方の医療機関での窓口負担は、平成24年度も1割に据え置かれることになりました。(一定以上の所得がある方を除きます。)

なお、該当する国民健康保険の被保険者には、新しい被保険者証を3月下旬に郵送しました。お手元に届いているか確認をお願いします。



【問い合わせ先】

健康対策課 健康増進室 ☎68-5536